

# 税金を納める時期

月	県税	市町村税	国税
4		・軽自動車税種別割 ・固定資産税、都市計画税（第1期分）	
5	・自動車税種別割 ・鉱区税		
6		・住民税（第1期分）	
7		・固定資産税、都市計画税（第2期分）	・所得税（第1期分）
8	・個人事業税（第1期分）	・住民税（第2期分）	
9			
10		・住民税（第3期分）	
11	・個人事業税（第2期分）		・所得税（第2期分）
12		・固定資産税、都市計画税（第3期分）	
1	・県民税株式等譲渡所得割	・住民税（第4期分）	
2		・固定資産税、都市計画税（第4期分）	・所得税の確定申告納付 （2月16日～3月15日） ・贈与税の申告納付 （2月1日～3月15日）
3		・住民税の申告（15日まで）	

※市町村税の納期限は、市町村によって異なる場合がありますので、詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。

※消費税・地方消費税の申告・納付は、法人は課税期間の末日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年3月末日までとなっています。

（ただし、直前の課税期間の年税額により中間申告が必要な場合があります。）

※法律等で定められた納期限が休日、土曜日等に該当するときは、これらの日の翌日が納期限になります。

## ●県税等には、このほか、次の納期のものがあります。

- 法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税・地方法人特別税・・・原則として事業年度終了後2ヶ月以内
- 個人県民税（特別徴収分）、県民税利子割  
県民税配当割、軽油引取税、産業廃棄物税  
その他の間接税 } ……原則として毎月
- 不動産取得税、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割・・・取得のつど
- 狩猟税・・・登録のつど